

に優先して、相當な對價で、その借地權の讓渡を受けることができる。この場合には、前條第一項但書及び第二項乃至第四項の規定を準用する。

第四條 前條の規定により賃借權が譲渡された場合には、その譲渡について、賃貸人の承諾があつたものとみなす。この場合には、譲受人は、譲渡を受けたことを、直ちに賃貸人に通知しなければならない。

第五條 第二條の規定により設定された賃借權の存續期間は、借地法第二條の規定にかかはらず、これを十年とする。但し、建物が、この期間満了前に朽廢したときは、賃借權は、これに因つて消滅する。

當事者は、前項の規定にかかはらず、その合意により、別段の定をすることができる。但し、存續期間を十年未滿とする借地條件は、これを定めないものとみなす。

第六條 第二條の規定による賃借權の設定又は第三條の規定による借地權の譲渡が、このを定めないものとみなす。當事者は、前項の規定により、別段の定をすることができる。但し、存續期間を十年未滿とする借地條件は、これを定めないものとみなす。

土地の使用を続けることができる。但し、裁判所は、申立てにより、その期間を短縮し、又は伸長することができる。

第二條の規定により設定された賃借權又は第三條の規定により譲渡された借地權の存續期間は、前項又は第二十九條第一項本文若しくは第三項の規定による土地の使用の續く間、その進行を停止する。この場合には、その停止期間中、借地權者は、その權利を行使することができず、又、地代又は賃借の支拂義務は、發生しない。

第一項の規定により土地の使用する者が、自ら、第二條の規定による賃借權の設定又は第三條の規定による借地權の譲渡を受けた場合には、前二項の規定を適用しない。

第八條 第二條の規定による賃借權の設定又は第三條の規定による借地權の譲渡があつたときは、賃借地權の譲渡があつたときは、賃貸人又は借地權の譲渡人は、賃貸の全額又は借地權の譲渡の對價について、借地權者がその土地に所有一する建物の上に、先取特權を有する。前項の先取特權は、借賃については、その額及び、若し存續期間若しくは借賃の支拂時期の定があるときはその旨、又は若し辨済期の來た借賃があるときはその旨、讓渡の對價については、その對價の辨済されない旨を登記することによつて、その效力を保存する。

第一項の先取特權は、他の權利に對し、優先の效力を有する。但し、國稅徵收法により徵收することのできる請求權、共益費用不動產保存不動產工事の先取特權並びに前項の登記前に登記した質權及び抵當權に後れる。

第九條 積開建築物が除却された當時におけるその敷地の借地權者、その當時借地權以外の權利に基いてその敷地にその建物を所有してゐた者及びその當時におけるその建物の借主については、前七條の規定を準用する。但し、公共團體が、疎開建築物の敷地又はその換地を停止した場合にも、前項と同様で止めた場合にも、前項と同様である。

前條第一項又は第二十九條第一項本文若しくは第三項の規定により土地を使用する者が、第一項の六箇月は、その使用の終つた時から、これを起算する。

第十條 罷災建物が滅失し、又は疎開建築物が除却された當時の借地權者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法で、これをすき書き、その建物の敷地又はその換地に借地權を有する者は、その建地の登記及びその土地にある建物の登記がなくても、これを以て、昭和二十一年七月一日から五箇年以内に、その土地について権利を取得した第三者に、対抗することができる。

第十一條 この法律施行の際現に罹災建物又は疎開建築物の敷地にある借地權(臨時設備その他一時使用のため設定されたことの明かな借地權)の残存期間が、十年未滿のときは、これを十年とする。この場合には、第五條第一項但書及び第二項の規定を準用する。

第十二條 土地所有者は、この法律施行の日から一箇年以内に、第十條に規定する借地權者(罹災建物が滅失し、又は除却された後、その借主以外の者により、最初に築造されたその建物の借主は、その建物の敷地又はその換地に、その建物が滅失し、又は除却された後、その借主に優先して、相當な借家條件を設定してある者については、前條の規定を準用する。

第十四條 罷災建物が滅失し、又は疎開建築物が除却された當時におけるその敷地の借地權者、その當時借地權以外の權利に基いてその敷地にその建物を所有してゐるかを申し出るやうに、催告することができる。若し、借地權者が、その期間内に、借地權を存續させる意思があるかないかを申し出るやうに、催告する。但し、その借主が、罹災建物が滅失し、又は疎開建築物が除却された後、その建物を賃借する者により、その建物を賃借することができる。但し、その借主が、罹災建物が滅失し、又は疎開建築物が除却された後、その建物を賃借する者により、その建物を賃借することはできない。

前項の場合には、第二條第二項及び第三項の規定を準用する。

に規定する債權金額とみなす。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

勅旨を奉じて帝國議會に提出する。

昭和二十一年七月九日

内閣總理大臣 吉田 茂

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を次

のやうに改正する。

第一條中「戦時ニ於ケル」を削り、

〔特例ハ〕の下に「當分ノ内」を加へる。

第二條中「百分ノ百」を「百分ノ九

百」に改める。

第三條中「五圓」を「十五圓」に一日當八十五圓」を「日當ハ四十五圓」に、「止宿料ハ十五圓」を「止宿料ハ四十

圓」に、「一圓」を「三圓」に改める。

第四條第一項中「二圓」を「六圓」

に、「五圓」を「十五圓」に、「五十錢」

を「三圓」に、「十圓」を「三十圓」に改め、同條第二項中「前項」を「前四項」

に、「百分ノ百」を「百分ノ八百」に改め、「及大正八年法律第四十一號」を削り、同條に第一項乃至第三項とし

て次のやうに加へる。

執達吏手數料規則第二條ノ手數料ハ五十三錢、同法第十四條ノ書記手數料ハ一圓五錢ヲ増加ス

執達吏手數料規則第三條第一項ノ手數料ハ左ノ區別ニ從フ

執行スベキ債權額 手數料
二百圓マデ 五百圓マデ
五百圓マデ 十圓

手數料ハ左ノ區別ニ從フ	手數料
五百圓マデ	二十圓
一千萬圓マデ	二十五圓
一萬圓マデ	三十圓
一万圓ヲ超ニル	四十圓
五百圓マデ	十圓
一千圓マデ	二十圓
二千五百圓マデ	三十五圓
五千圓マデ	六十圓
一万圓マデ	一百圓
一萬圓ヲ超ユルトキハ一萬圓每ニ三十圓ヲ加フ但シ一萬圓ニ満タザルモ一萬圓ト看做シテ算定ス	百圓

附 則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

大正八年法律第四十一號(執達吏の手數料及び立替金増額に関する法律)は、これを廢止する。

この法律施行前に要した費用については、なほ從前の例による。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今上程
サレマシタ、罹災都市借地借家臨時處理案外一件ノ、提案理由ヲ御説明申上ゲマス、今次ノ戰争ニ際シマシテ、空襲ノ他ノ灾害ニ依ツテ被害ヲ蒙リマシタ罹災戸數ハ、全國ニ於キマシテ、約二百四十萬戸、其ノ外建物廻開料ハ四十七錢、同法第十五條ノ手數料ハ一圓五錢ヲ増加ス

執達吏手數料規則第三條第一項ノ手數料ハ左ノ區別ニ從フ

執行スベキ債權額 手數料
二百圓マデ 五百圓マデ
五百圓マデ 十圓

ヲ極メテ居リヤスコトハ、皆サン御承知ノ通リデアリマス、政府ハ之ガ爲ニ

戰時中ニ於テ、戰時罹災土地物件令ヲ制定シマシテ、罹災者ノ住宅確保

ト、罹災地ノ借地關係ノ調整ヲ圖ツテ參ツタノデアリマスルガ、此ノ戰時罹災地物件令ハ、戰時中ニ於ケル臨時

應急ノ立法デアルバカリデナク、其ノ根據法タル戰時緊急措置法ハ先ノ議會ニ於キマシテ、廢止サレタノデアリマス、之ニ伴フ善後措置ヲ講ズルノ必要ガアルコトトナツタ參リマシタ、尙又現下ノ住宅難、其ノ他ノ急迫事態ニ對處致シマスルニハ、更ニ新タル觀點ニ立チマシテ、罹災者及ビ建物疎開者ノ保護、罹災都市ノ復興ノ促進、現地ニ土地建物ニ關スル法律關係ノ整調、調整ヲ圖ツテ、應急ノ措置ヲ講ゼ

權者ニ對シマシテ其ノ住宅ノ建設ヲ促進シ付、其ノ存續期間ガ十年未滿ノモノハ、之ヲ十年ニ延長致シマシテ、建物建築ノ積極的意圖ノアル借地

ハ、戰時罹災土地物件令ニ依リ、其ノ

權者ヲシテ其ノ本來ノ借地權ニ基キ、存續期間ノ進行ヲ停止セル借地權ハ、

參ツタノデアリマスルガ、此ノ戰時罹災地物件令ハ、戰時中ニ於ケル臨時

制定致シマシテ、罹災者ノ住宅確保

ト、罹災地ノ借地關係ノ調整ヲ圖ツテ

參ツタノデアリマス、政府ハ之ガ爲ニ

戰時中ニ於テ、戰時罹災土地物件令ヲ

制定致シマシテ、罹災者ノ住宅確保

子爵高木 正得君

子爵大久保教尚君

霜山 精一君

男爵肝付

兼英君

男爵林 忠一君

男爵村田

保定君

竹下 豊次君

原 泰一君

中島徳太郎君

作間

耕逸君

寺田 善吉君

星島商工大臣

○議長(公爵徳川家正君)

日程第三、

隠匿物資等緊急措置令、承諾ノ求ムル件、衆議院送付、會議、星島商工大臣

隠匿物資等緊急措置令

右は本院において承諾と議決した因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年七月九日
貴族院議長 樋貝 誰三
衆議院議長 公爵徳川家正殿

隠匿物資等緊急措置令

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ権密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ隠匿物資等緊急措置令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名御璽
昭和二十一年二月十七日
内閣總理大臣兼第一復員大臣第一復員大臣
男爵幣原喜重郎
内務大臣 三土 忠造
司法大臣 岩田 宙造
外務大臣 吉田 茂治
厚生大臣 松本 熊治
文部大臣 芦田 均
大藏大臣 小笠原 三九郎
商工大臣 子爵瀧澤 敬三
國務大臣 小林 一三
農林大臣 副島 千八
運輸大臣 義一

子爵高木 正得君

子爵大久保教尚君

男爵林 精一君

男爵肝付

兼英君

竹下 豊次君

原 泰一君

中島徳太郎君

作間

耕逸君

寺田 善吉君

星島商工大臣

勅令第八十八號

隠匿物資等緊急措置令

第一條 本令施行ノ際現ニ別表ニ掲

グル物資(以下調査物資ト稱ス)ヲ

所有シ又ハ占有スル者ハ本令施行

ノ日ニ於テ所有シ又ハ占有スル調

査物資ニ付左ニ掲タル事項ヲ記載

シタル報告書三通ヲ昭和二十一年

三月十日迄ニ當該物資ノ所在ノ場

所ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ商

工大臣ニ提出ベシ但シ商工大臣

ノ指定スル數量ニ満タザル數量ノ

調査物資ヲ所有シ又ハ占有スル者

ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 所有シ又ハ占有スル本人ノ氏

名又ハ名稱、住所及職業又ハ事業

二 當該物資ニ付本人以外ノ所有

者又ハ占有者ノ存スル場合ニ於

テハ其ノ者ノ氏名又ハ名稱、住

所及職業又ハ事業

三 當該物資ノ名稱、數量及所在

ノ場所並ニ本令施行前一年間ニ

入手シタルモノニ付テハ其ノ旨

四 所有又ハ占有ノ目的

五 入手ノ経路

六 最近四月間ノ使用又ハ販賣ノ

數量及今後四月間ノ使用又ハ販

賣ノ見込數量

七 其ノ他必要ト認ムル事項

調査物資ニシテ世帯ヲ同ジクスル

戸主及家族ノ所有シ又ハ占有スル

モノ(戸主及家族ノ業務上所有シ

又ハ占有スルモノ除外以下同

ジ)ニ付テハ前項本文ノ規定ヲ拘

ラズ世帯主ハ同項ニ掲タル事項ヲ

同一ノ報告書ニ取扱メ記載シ之ヲ

提出スベシ此ノ場合は於テハ同項

但書ノ規定ハ調査物資ニシテ世帯

ヲ同ジクスル戸主及家族ノ所有シ

又ハ占有スルモノノ合計數量ニ付

之ヲ適用ス

世帯ヲ同ジクスル戸主及家族ニシ

テ世帯主以外ノモノハ其ノ所有シ

又ハ占有スル調査物資ニ關スル記

體、森林法ニ依ル森林組合又ハ

市町村其ノ他ノ公共團體ガ調査

物資ヲ讓渡スル場合

八 工場又ハ事業場ニ於テ其ノ從

林省令第一號第一條ノ規定ノ適用

ヲ受クル者ノ所有ニ係ル絹紡絲、

柞蠶絲又ハ絹製品ニ付テハ之ヲ適

用セズ

第二條 前條ノ規定ニ依リ報告書ヲ

提出スベキ調査物資ヲ所有シ又ハ

占有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ昭

和二十一年四月二十日ニ至ル期間

當該物資ヲ讓渡シ又ハ隠匿若ハ退

藏ノ目的ヲ以テ其ノ形質ヲ變更シ

左ノ各号ノ一二該當スル場合ハ此

ノ限ニ在ラズ

一 物資統制令又ハ昭和十二年法

律第九十二號ニ基キテ發スル命

令ノ定ムル所ニ從ヒ又ハ此等ノ

命令ニ基ク處分ニ依リ調査物資

ヲ譲渡スル場合

二 重要産業團體令ニ依ル統制會

ノ統制規程又ハ商工組合法ニ依

ル統制組合ノ統制規程ノ定ムル

所ニ從ヒ調査物資ヲ譲渡スル場

合

三 商工大臣又ハ地方長官ノ指示

統制機關ト稱スガ調査物資ヲ

譲渡スル場合

九 小賣業者ガ消費者ニ對シ調査物資ヲ譲渡スル場合

十 特別ノ事情ニ依リ商工大臣又

ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ譲渡ス

ル場合

十一 特別ノ事情ニ依リ調査物資ノ

該當スル者ハ之ヲ譲受クルコトヲ得

ノ禁止セラレタル場合ニ於テハ當

該當スル者ハ之ヲ譲受クルコトヲ得

ル場合

第十三條 主務大臣又ハ地方長官調査

物資又ハ調査物資以外ノ國民生活

ノ安定ヲ確保スル爲必要ナル物資

ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ

(以下指定物資ト稱ス)ノ配給ノ適

正又ハ價格ノ安定其ノ他國民經濟

ノ正當ナル運行ヲ圖ル爲必要アリ

ト認ムルトキハ調査物資又ハ指定

物資ヲ隠匿シ又ハ退減スト認メラ

ル所有者其ノ他此等ノ物資ヲ多

主務大臣又ハ地方長官調査物資又ハ

其ノ供託ヲ爲シタル時當該物資ノ

讓渡ノ相手方ヲシテ其ノ供託ヲ

ノ對價ヲ供託セシムベシ此ノ場合

依ル引渡ノ命令ヲ爲シタルトキハ

當該物資ノ引渡ノ相手方

ニシテ其ノ供託ヲ爲シタルトキハ

ノ對價ヲ供託セシムベシ此ノ場合

依ル引渡ノ命令ヲ爲シタルトキハ

當該物資ノ引渡ノ相手方

ニシテ其ノ供託ヲ爲シタルトキハ

ノ對價ヲ供託セシムベシ此ノ場合

依ル引渡ノ命令ヲ爲シタルトキハ

當該物資ノ引渡ノ相手方

ニシテ其ノ供託ヲ爲シタルトキハ

ノ對價ヲ供託セシムベシ此ノ場合

依ル引渡ノ命令ヲ爲シタルトキハ

當該物資ノ引渡ノ相手方

ニシテ其ノ供託ヲ爲シタルトキハ

付同項ノ規定ニ依ル讓渡其ノ他ノ

處分ノ禁止ノ命令ヲ爲スコト著シ

ク困難ナル場合ニ於テ必要アリト

認ムルトキハ當該物資ヲ占有スル

者ニ對シ期間其ノ他必要ナル事項

ヲ指定シテ當該物資ノ引渡其ノ他

ノ處分ヲ禁止スルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官前項ノ規定

ニ依ル讓渡其ノ他ノ處分ノ禁止ノ

命令ヲ爲シタル場合又ハ調査物資

若ハ指定期間内にレザル場合

メタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得

但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
調査物資又ハ指定物資ヲ占有スル者ハ前項ノ規定ニ依リ主務大臣又ハ地方長官ノ指定スル者ガ同項ノ規定ニ依リ當該物資ノ讓渡ヲ受ケタル場合又ハ當該物資ノ所有者知レザル場合其ノ他所有者ニ對シ同項ノ規定ニ依リ譲渡ヲ求ムルコト著シク困難ナル場合ニ於テ引渡ヲ受クル當該物資ノ名稱及數量、占有者、引渡ノ時期其ノ他必要ナル事項ニ付主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ガ引渡ヲ求メタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ主務大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前二項ノ規定ニ依ル主務大臣又ハ地方長官ノ認可ハ調査物資又ハ指定物資ノ配給ノ適正又ハ價格ノ安定其ノ他國民經濟ノ正常ナル運行ヲ圖ル爲必要アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ爲スモノトシ主務大臣又ハ地方長官ハ其ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

ル強制徵收手續、要求物資使用收用令ニ依ル使用又ハ收用ノ手續ノ
ノ他此等ニ準ベキモノノ進行中ナルトキハ其ノ效力ヲ有ス
物資ニ關シテハ前二條ノ規定ハ之ヲ准用セズ

第六條 第三條又ハ第四條ノ規定ニ依リ調査物資又ハ指定物資ガ
依ル調査物資又ハ指定物資ノ讓渡又ハ引渡スベキ調査物資又
ハ他ノ法令ニ拘ラズ其ノ效力ヲ有ス

第三條又ハ第四條ノ規定ニ依リ讓渡スベキ調査物資又ハ指定物資ガ
知レタル擔保權ノ目的タル場合ニ於テハ當該物資ノ讓渡ヲ受タル者
於テハ當該物資ノ讓渡ヲ受タル者ハ其ノ對價ヲ供託スベシ

第三條又ハ第四條ノ規定ニ依ル調査物資又ハ指定物資ノ讓渡又ハ引
渡アリタル場合ニ於テハ當該物資ニ付存シタル擔保權ハ他ノ法令ニ
拘ラズ所有權移轉ノ時ヨリ之ヲ行フコトヲ得ス

第三條又ハ第四條ノ規定ニ依リ讓渡又ハ引渡ヲ命セラレタル調査物
資又ハ指定物資ニ付擔保權ヲ有シタル者ハ第三條第四項、第四條第
四項又ハ第二項ノ規定ニ依ル供託金ニ對シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得
第七條 主務大臣又ハ地方長官ハ調査物資若ハ指定物資ニ付關係者ヨ
リ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ
臨検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ
前項ノ證票ノ様式ハ主務大臣之ヲ

第八條 主務大臣又ハ地方長官必ムアリト認ムルトキハ關係アル法ム其ノ他ノ團體ノ職員ヲシテ前條ノ規定ニ依ル検査ニ關スル事務ニ依ル事セシムルコトヲ得
前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依リ検査ニ關スル事務ニ從事スル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス
第九條 主務大臣又ハ地方長官必ムアリト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ進ダズベキモノヲシテ本令ニ依ル調査物資ニ關スル調査ノ実施上必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得
第十條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下の罰金ニ處ス

第一條ノ規定ニ違反シ報告書ノ提出シ又ハ世帶主ノ報告書ノ作成ニ協力セザル者

二 第二條ノ規定ニ違反シタル者ノ規定ニ依ル處分又ハ第四條第一項若ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下の罰金ニ處ス

第十三條 第七條又ハ第八條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ職員ノ検査ヨリ拒ミ、妨げ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ代理人、使用人其ノ他ノ從事セシムルコトヲ得

業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ
第十條又ハ第十一條ノ違反行爲ヲ
爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ
外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ
罰金刑ヲ科ス

十一 電氣銅、黃銅及青銅（此等ノ板、管、棒及條ヲ含ム）竝ニ此等ノ屑及故竝ニ其ノ屑及故

十二 アルミニウム及ジュラルミン（此等ノ板、管、棒及條ヲ含ム）竝ニ此等ノ屑及故

十三 電動機（据付ケタルモノヲ除ク）

十四 變壓器（据付ケタルモノヲ除ク）

十五 電球（使用中ノモノヲ除ク）

十六 軸受

〔國務大臣星島二郎君登壇〕

○國務大臣（星島二郎君） 隱匿物資等緊急措置令後承諾案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス、終戰後各種物資ノ需給ガ極度ニ逼迫シテ參リマシタコトハ御承知ノ通リデアリマスガ、其ノ半面不正又ハ不當ニ物資ヲ隠匿又ハ退藏シテ居ル者モ少クナイ狀況デアリマシテ、就中終戰時ノ混亂ニ乘ジテ軍等ヨリ不當ニ物資ノ拂下ヲ受ケタリ、又ハ「インフレーション」ヤ財產稅ヲ見越シ買溜メ賣賂惜ミラシテ居ル等面白カラヌ向モ相當見受ケラレタノデアリマス、斯ケテハ國民一般ニ面白カラヌ影響ヲ與ヘマスノミナラズ、產業活動ニモ大ナル障碍ヲ與ヘマスノデ、政府トシテハ此ノヤウナ面白カラヌ形態ニ於テ物資ヲ保有シテ居ル者、其ノ他物資ヲ特ニ多量ニ所有シテ居ル人々カラ、是等ノ物資ヲ供出サセ、之ヲ食糧供出ノ見返リ、海外引揚者又戰災者ノ救援、其ノ他緊急ナル方面ニ適正ニ配給シ、以テ窮屈セル國民生活ヲ物心共ニ安定セシムルノ措置ヲ急速ニ斷行スル必要ヲ痛感シタ次第デアリマス、斯カ

ノ間ニ於テ封鎖預金等ニ附スベキ
利息ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依
ル
第十條 本令ハ他ノ法令ノ規定ニ依
ル制限又ハ禁止ノ適用アル場合ニ
於テモ仍之ヲ適用ス但シ他ノ法令
ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ガ本令
ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ヨリモ
重キトキハ當該法令ヲ適用ス
第十一條 第一條、第三條第二項若
ハ第四條ノ規定、第五條若ハ第六
條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ
第七條ノ規定ニ依ル命令、違反ア
リタル場合ニ於テハ其ノ行爲ヲ爲
シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一
萬圓以下ノ罰金ニ處ス
第十二條 法人ノ代表者又ハ法人若
ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從
業者カ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關
シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキ
ハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ヲ罰スル
ノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦同條
ノ罰金刑ヲ科ス
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
日本銀行券預入令
右は本院において承諾と議決した因
つて議院法第五十四條により送付す
る
昭和二十一年七月九日
貴族院議長 公爵徳川家正殿
日本銀行券預入令
衆議院議長 横貝 詮三

問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ日本銀行券預入令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名碑
昭和二十一年二月十七日

內閣總理大臣

男爵幣原喜重郎

前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場
合ニ於テハ日本銀行ハ直チニ新券
ニ依ル支拂ヲ爲スベシ

ヲ除クノ外命令ヲ以テ定ムル表示ヲ爲スベシ
前項ノ場合ヲ除クノ外金融機關ハ
手形、小切手又ハ郵便爲替證書ニ
同項ノ命令ヲ以テ定ムル表示ヲ爲
スコトヲ得ズ

第五條 日本銀行ハ命令ヲ以テ定ム
ル日ニ於ケル債券ノ發行高ヲ其ノ
翌日ニ於ケル日本銀行券發行高ヨ

額ヲ超エテ新券ニ依ル支拂アリタル場合ニ於テハ當該支拂ニ依リ交付ヲ受ケタル新券ノ中同項ニ規定スル金額ヲ超ユルモノハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス同項ニ規定スル期間経過後ノ請求ニ對シ新券ニ依ル支拂アリタル場合ニ於テ當該支拂ニ依リ交付ヲ受ケタル新券ニ付亦同ジ

內務大臣	岩田
司法大臣	吉田 茂
外務大臣	松本 熊治
國務大臣	芦田 均
厚生大臣	
大藏大臣	
商工大臣	子爵澁澤 敬三
國務大臣	小笠原三九郎
文部大臣	安倍 能成
農林大臣	副島 千八
運輸大臣	村上 義一

事項ハ大藏大臣之ヲ定ム
第四條 手形、小切手又ハ郵便爲替
證書ニシテ第四項ニ規定スル表示

日本銀行ハ特別ノ勘定ヲ設ケ前項ノ規定ニ依リ除去シタル發行高ニ相當スル金額ヲ區分整理ベシ前項ノ金額ニ相當スル日本銀行ノ財產ノ處分ニ關シテハ大藏大臣之

人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第八條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦同條ノ罰金刑ヲ科ス。

卷之三

日本銀行券預入令

拂拂拂拂ト稱スニ付テハ金融機關ハ第一條ニ規定スル日以前ニ於テハ新券ニ依リ其ノ支拂ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 第二條第一項及第二項三規
ノ受入ヲ爲ス組合ヲ謂フ

木今ノ在布ル人日ヨリ之ヲ施行ス
昭和二十一年勅令第九十號
右は本院において承諾と議決した因
つて議院法第五十四條により送付す
る
昭和二十一年七月九日

貴族院議長於壽德川家正

二仲元ノ例強制通用ノ效力ニ有ル
ルモ、看護ノ

融機關ニ對シ舊券又ハ命令ヲ以テ
定ムル封鎖支拂指圖ヲ以テ爲シタ
ル預金其ノ他金融業務上ノ債權ニ

第八條 第二條第二項ニ規定スル金額ヲ超ユル新券ニ依ル支拂又ハ同項ニ規定スル期間経過後ノ請求ニ對スル新券ニ依ル支拂アリタル場

貴族院議長公爵徳川家宣
昭和二十一年勅令第九十號

御名御璽

命令ヲ以テ定ムル期間内ニ日本銀行ニ對シ舊券ヲ以テ預金ヲ爲ス者、預入、同寺ニ命令ヲ以テ至、ソ

金融機關ハ命令等以テ定ムル期間内ニ振出シ又ハ發行スル手形、小

前項ニ同ジ

本令ハ公布ノ由ヨリ之ヲ施行ス

卷之三

第二十四條第一項中「二十四圓扶養家族中子五人以上ナルトキハ年三十六圓」ヲ「七十二圓」ニ改ム
第二十五條第一項中「二十四圓扶養家族中子五人以上ナルトキハ年十六圓」ヲ「七十二圓」ニ改ム
第三十條第一項第五號中「千五百圓」ヲ「五千圓」ニ改ム

第三十一條 削除

第三十二條 總所得金額一萬圓以下ナルトキハ綜合所得稅ヲ課セズ戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同ジ

第三十三條第二項中「適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ總所得金額ニ按分シテ各其ノ稅額ヲ定ム」ヲ「適用ス」ニ改メ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

前二項ノ場合ニ於テ前二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額が總所得金額（前項ノ場合ニ於テハ合算額）ヨリ一万圓ヲ控除シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ前二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額ヨリ控除シタルモノヲ以テ稅額トス

戸主及其ノ同居家族ノ稅額ハ前二項ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ヲ各其ノ總所得金額ニ按分シテ各之ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ稅額ニ付亦同ジ

第二條 營業稅法中左ノ通改正ス
第十三條中「四百圓」ヲ「千二百圓」ニ改ム

第三條 遊興飲食稅法中左ノ通改正ス

第二條第一項中「百分ノ三百」ヲ「百分ノ百五十」ニ、「百分ノ百二十」及「百分ノ百」ヲ「百分ノ八十二」ニ改メ同項第五號乃至第七號ヲ左ノ如ク改ム

五 前各號及第七號以外ノ遊興飲食ノ料金

六 洋式ノ旅館ニ於ケル宿泊ノ料金但シ第三號ニ該當スル場合ヲ除ク

七 洋式ノ旅館以外ノ旅館ニ於ケル宿泊ノ料金但シ第三號ニ該當スル場合ヲ除ク

料金ノ百分ノ五十

料金ノ百分ノ四十

一人一泊ノ宿泊ノ料金中命令ヲ以テ定ムル一人一泊ノ料金（以下普通宿泊料ト稱ス）ヲ超ユル額ニ付デハ百分ノ十ヲ加算シタル稅率ニ依ル

第三條中「一圓五十錢」ヲ「十圓」ニ、「三圓」ヲ「十二圓」ニ、「四圓五十錢」ヲ「二十圓」ニ改ム

第四條 入場稅法中左ノ通改正ス

第三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

入場稅ノ稅率左ノ如シ

第一種ノ場所

入場料ガ一人一回三圓五十錢未滿ノモノ

入場料ノ百分ノ五百、定期又ハ貸切ニテ入場ノ契約ヲ爲シタルモノ

入場料ノ百分ノ百

第二種ノ場所 入場料ノ百分ノ百
第四條第一項中「十九錢」ヲ「五十
錢」ニ改ム
第十條第一項中「圓」ヲ「三圓五
十錢」ニ改ム
第十一條第一項中「十九錢」ヲ「五
十錢」ニ改ム
第五條 特別行爲稅法中左ノ通改正
ス
第四條中「二圓」ヲ「十五圓」ニ、
不動產所得、甲種及乙種ノ事業所
得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得、
乙種ノ退職所得及個人ノ總所得ニ對
スル所得稅並ニ個人ノ營業稅ニ付テハ
ハ昭和二十一年分ヨリ本令ヲ適用ス
る
昭和二十一年七月九日
衆議院議長 須賀 詮三
貴族院議長 公爵徳川家正殿
昭和二十一年勅令第百十一號
朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ権衡顧
問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一
項及第七十條第一項ニ依リ通信事業
特別會計又ハ帝國鐵道會計ニ於ケル
昭和二十年度ノ追加經費支辨ノ爲ノ
借入金ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布
セシム

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) 只今議題ニ
ナリマシタ金融緊急措置令外十一件ノ
緊急勅令事後承諾案ニ付テ、提案ノ理
由ヲ御説明申上ダマス、始メニ金融緊
急措置令、日本銀行券預入令及ビ日本
銀行券預入令ノ特例ノ件ニ付キマシテ
申上ゲマス、昨年ノ終戦後我ガ國ノ紙
幣發行高ハ急激ニ膨脹致シマシテ、其
ノ儘ニ致シテ置キマスナラバ所謂惡性
「インフレーション」ニ突入スル危險ガ
憂ハラレルニ至リマシタ、即チ日本銀
行券ハ終戦當日ハ三百二億餘萬圓デア
リマシタガ、昨年末ニハソレガ五百五
十四億餘萬圓ニ相成リマシタ、又金融
緊急措置令公布當日ハ六百十四億餘萬
円ヲ示シタノデゴザイマス、而シテ同
時ニ物價ノ著シキ騰貴ヲ現ハシマシ
タ、斯様ナ終戦後ノ通貨ノ急膨脹ハ、
終戦直後ニ於キマシテハ政府資金ノ急
激ノ放出ニ因ツタノデゴザイマスガ、
其ノ後左様な放出ガ止ミマシタ後ニ於
キマシテモ、戰時中銀行預金等ノ形ヲ
以テ累績致シマシタ莫大ナ購買力ガ引
出サレマシテ、之ガ使用サレ、且亦之
ガ紙幣ノ形ヲ以テ相當量退減セラレタ
ト開メラレルノデアリマス、茲ニ於キ
マシテ當時政府ハ一面ニ於テ緊急食糧
對策ヲ中心ト致シマス民生安定ノ爲ノ
一聯ノ緊急諸方策ヲ實施致シマスト共
ニ、金融面ニ於キマシテハ既存ノ過剰
購買力ノ主要源泉アリマス過剰現金
預金等ヲ封鎖致シマシテ、新タナル基

盤ノ上ニ其ノ資金使用ノ適正ナ調整ヲ
行フコトガ緊急ノ要事デアルト考ヘタ
譯デゴザイマス、茲ニ於テ憲法第八條
第二項ノ規定ニ基キマシテ、金融緊急
措置令、日本銀行券預入令及ビ日本銀
行券預入令ノ特例ニ關スル件ノ三緊急
勅令ヲ制定實施シタ次第デゴザイマ
ス、是等ハ孰レモ當時致シマシテハ最
も適切ナ處置デアツト考ヘラル、ノ
デアリマス、次ニ臨時財產調査令ニ付
キマシテ申上ゲマス、終戦後政府ハ戰
時利得ノ排除、富ノ再分配、國民經濟
ノ安定、戰後財政ノ確立等所謂財政經
濟ノ再建ニ資スル爲ニ、財產稅等ノ新
稅ヲ創設致スコト致シマシテ、其ノ
準備ヲ進メテ參ツタノデゴザイマス、
サウシテ是等ノ法律案ハ今年最初ノ議
會ニ提出スルコトニナツテ居ツタ次第
デアリマス、處ガ御承知ノ如キ事情デ
相成リマシタ爲ニ、其ノ間ニ財產稅等
ノ課稅氣構ヘニ依リマシテ、民間デハ
預金ヲ引出シテ之ヲ物ニ換ヘルト云フ
シテ、個人及ビ法人ヲ通ジ申告セシメ
タノデゴザイマス、第二ニ一般ノ法人
カラ、調查時期現在ニ於ケル打切決算
ノ書類ヲ提出致サシメマシタ、第三ニ
特定ノ事業ヲ行フ個人カラ調査時期ニ
於ケル特定ノ動産等ヲ申告セシメマシ
タ、調査事項ハ大要以上ノ三點デゴザ
イマス、又此ノ調査ヲ短期間ニ的確正
當ニ行フコトニ付キマシテハ、特別ノ
考慮ヲ拂ヒマシテ、金融機關ヲ動員致
シマスト共ニ、申告ノ有無ヲ確認致シ
マス爲ニ、一定ノ表示ヲセシムル途ヲ
講ズルナド、必要ナ規定ヲ設ケタ次第
デゴザイマス、次ニ昭和二十一年勅令
第二百二十八號所得稅法中改正等ノ件ニ
付キマシテ申上ダマス、去ル三月三
日、政府ハ終戦後ニ於ル事態ニ對處シ
速カニ確立致シマシテ、民心ノ安定
リマス、ソコデ政府ハ財產稅等ノ調
査ノ維持ト國民生活ノ安定トヲ圖ル目

査時點ヲ確定致シマスト共ニ、直チニ
行フコトガ緊急ノ要事デアルト考ヘタ
譯デゴザイマス、茲ニ於テ憲法第八條
第二項ノ規定ニ基キマシテ、金融緊急
措置令、日本銀行券預入令及ビ日本銀
行券預入令ノ特例ニ關スル件ノ三緊急
勅令ヲ制定實施シタ次第デゴザイマ
ス、是等ハ孰レモ當時致シマシテハ最
も適切ナ處置デアツト考ヘラル、ノ
デアリマス、次ニ臨時財產調査令ニ付
キマシテハ先ツ調査時期ヲ本年三月三
日午前零時ト定メマシタ、次ニ調査事
項ト致シマシテ、第一ニ現金、預金、
財產又ハ有價證券等ノ財產及ビ生命保
險、信託、無盡等ノ契約關係ニ付キマ
シテ、個人及ビ法人ヲ通ジ申告セシメ
タノデゴザイマス、第二ニ一般ノ法人
カラ、調査時期現在ニ於ケル打切決算
ノ書類ヲ提出致サシメマシタ、第三ニ
特定ノ事業ヲ行フ個人カラ調査時期ニ
於ケル特定ノ動産等ヲ申告セシメマシ
タ、調査事項ハ大要以上ノ三點デゴザ
イマス、又此ノ調査ヲ短期間ニ的確正
當ニ行フコトニ付キマシテハ、特別ノ
考慮ヲ拂ヒマシテ、金融機關ヲ動員致
シマスト共ニ、申告ノ有無ヲ確認致シ
マス爲ニ、一定ノ表示ヲセシムル途ヲ
講ズルナド、必要ナ規定ヲ設ケタ次第
デゴザイマス、次ニ昭和二十一年勅令
第二百二十八號所得稅法中改正等ノ件ニ
付キマシテ申上ダマス、去ル三月三
日、政府ハ終戦後ニ於ル事態ニ對處シ
速カニ確立致シマシテ、民心ノ安定
リマス、ソコデ政府ハ財產稅等ノ調
査ノ維持ト國民生活ノ安定トヲ圖ル目

的ヲ以チマシテ、物價統制令ヲ實施シ
タ次第デゴザイマス、之ニ依リマシテ
產關係ノ移動ノ頻繁ナ財產等ヲ、一先
づ調査確認シテ置イテ、新稅ノ創設及
ビ確保ニ資スルコト致シタ譯デアリ
マシテ、之ガ爲憲法第八條第一項ノ規
定ニ依リマシテ本勅令ノ制定ヲ見ルニ
致ツタノデゴザイマス、此ノ勅令ニ於
キマシテハ先ツ調査時期ヲ本年三月三
日午前零時ト定メマシタ、次ニ調査事
項ト致シマシテ、第一ニ現金、預金、
財產又ハ有價證券等ノ財產及ビ生命保
險、信託、無盡等ノ契約關係ニ付キマ
シテ、個人及ビ法人ヲ通ジ申告セシメ
タノデゴザイマス、第二ニ一般ノ法人
カラ、調査時期現在ニ於ケル打切決算
ノ書類ヲ提出致サシメマシタ、第三ニ
特定ノ事業ヲ行フ個人カラ調査時期ニ
於ケル特定ノ動産等ヲ申告セシメマシ
タ、調査事項ハ大要以上ノ三點デゴザ
イマス、又此ノ調査ヲ短期間ニ的確正
當ニ行フコトニ付キマシテハ、特別ノ
考慮ヲ拂ヒマシテ、金融機關ヲ動員致
シマスト共ニ、申告ノ有無ヲ確認致シ
マス爲ニ、一定ノ表示ヲセシムル途ヲ
講ズルナド、必要ナ規定ヲ設ケタ次第
デゴザイマス、次ニ昭和二十一年勅令
第二百二十八號所得稅法中改正等ノ件ニ
付キマシテ申上ダマス、去ル三月三
日、政府ハ終戦後ニ於ル事態ニ對處シ
速カニ確立致シマシテ、民心ノ安定
リマス、ソコデ政府ハ財產稅等ノ調
査ノ維持ト國民生活ノ安定トヲ圖ル目

鮮食料品、石炭、鐵及ビ電氣銅ニ關スル
價格調整補給金等支出ノ件、昭和二十
一年勅令第百七十九號政府職員ノ給與
改善ニ伴ヒ要スル經費等支出ノ件、昭
和二十一年勅令第百八十號通信事業特
別會計業務勘定又ハ帝國鐵道會計收益
勘定ニ於ケル昭和二十年度ノ追加經費
支辨又ハ歲入不足補填ノ爲ノ追加借入
及ビ帝國鐵道會計用品資金補足ノ爲ノ
公債發行ニ關スル件、昭和二十一年勅
令第二百四十一號昭和二十一年度ニ於
ケル大藏省證券及び借入金ノ最高額ニ
關スル件、昭和二十一年勅令第二百四
十二號外地等職員ノ歸還ニ伴ヒ要スル
經濟等支出ノ件ニ付キマシテ以下御說
明申上ゲマス、先ツ通信事業特別會計
及ビ帝國鐵道會計ニ於ケル借入金等ニ
關スル昭和二十一年勅令第百十一號及
ビ勅令第百八十號デアリマスルガ、兩
特別會計ノ昭和二十一年度ニ於ケル事業
經營用品費ノ增嵩、從業員ニ對スル諸
種給與ノ增額等ニ基キマス追加經費ノ支
辨ノ財源ニ付キマシテ、兩會計ノ歲
入ガ戰爭中及ビ終戰ニ於テ各種ノ事情
ノ爲ニ激減致シテ居リマス狀況ニ顧ミ
マシテ、之ヲ借入金ニ求メルノ外當時
途ガナカツタノデゴザイマス、從ヒマ
シテ政府ハ已ムヲ得又昭和二十一年二
月勅令第百十一號ノ御制定ヲ仰ギマシ
テ、通信事業特別會計業務勘定ニ於キ
マシテハ、一億八千九百四十萬圓、帝
國鐵道會計收益勘定ニ於キマシテハ七
億四千五百萬圓ヲ限度トスル借入金ノ

機能ヲ得タ次第デアリマス、然ル處其ノ後新物價體系ノ實施等ニ伴ヒマシテ、政府職員ノ給與ニ付キマシテモ暫定的措置トシテ新タニ臨時手當支給等ニ追加経費ヲ必要トスルニ至ツタノデアリマス、尙帝國鐵道會計ニ於キマシテハ、右ノ外ニ金融緊急措置令ノ施行、定期乗車券ノ料金引上計畫等ノ改訂ニ依リマシテ運輸收入ガ減少スルニシテ、右ノ外ニ金融緊急措置令ノ値上リ及ビ戰災ニ依ル損害ニ於キマシテ、用品資金所屬ノ用品ガ著シク減少ヲ致シマシタ關係上、用品資金ヲ資本勘定カラ補足シテヤル必要ガ生ジタノデアリマス、而シテ是等ノ諸經費ハ是亦兩會計ノ歳入ノ狀況カラ見マシテ、其ノ財源ヲ借入金又ハ公債金ニ求メルノ外當時途ガゴザイマセヌデシタノデ、更ニ勅令第百八十號ノ御制定ヲ仰ギマシテ、通信事業特別會計業務勘定ニ於キマシテハ九千八百十萬圓、帝國鐵道會計収益勘定ニ於キマシテハ四億五千萬圓ヲ限り借入金ヲ爲シ得ルノ權能ヲ得マシタ、又帝國鐵道會計資本勘定ニ於テ一億七千六百萬圓ヲ限りマシテ、公債ヲ發行シ、又ハ借入金ヲ需要ニ基クモノデゴザイマシテ、總

選舉後ニ召集セラレル帝國議會ノ開會ヲ待ツコトガ出來マセヌ次第アリマシテ、シタ、ソニデ政府ハ豫備金外支出ヲ餘儀ナクサレタモノニアリマシテ、從ヒマシテ、兩勅令ガ制定公布セラレタ次第アリマス、次ニ昭和二十年度及ビ二十二年度ノ一般會計ニ於ケル緊急借款クベカラザル經費ノ支出ニ關スル昭和二十一年勅令第百二十七號、同勅令第百五十九號、同勅令第百七十九號及びクベカラザル經費ノ支出ニ付テゾガアリマスガ、昭和二十年度及ビ同二十一年度ノ一般會計ニ於キマシテハ、終戰後ノ新事態ニ對處致シマスル等ノ爲ニ緊急借款ナル各種經費ノ支出ヲ必要トスルニ至リマシタ關係上、政府ハ已ムヲ得ズベシタノデアリマスガ、衆議院ガ解散サレ且第二豫備金モ拂切リノ状況ニ相成リマシタ、而シテ是等ノ勅令ニ依リ諸勅令ノ御制定ヲ仰ギマシテ、之ニ基イテ是等ノ緊急經費ヲ支出致シタ次第アリマス、而シテ是等ノ勅令ニ依リ支出ノ權能ヲ得マシタ經費ハ、昭和二十年度分ト致シマシテハ、復員ニ關スル經費、引揚民策ニ關スル經費、生鮮食料品、石炭、鐵及ビ電氣銅ニ關スル價格調整補給金、外地職員ノ給給費、要スル經費、政府職員ノ給與改善ニ伴ヒ要スル經費、地方公共團體ニ關スル經費、スル經費、緊急開拓事業施行ニ關スル經費、政府職員ノ給與改善ニ伴ヒ要スル經費、地方公共團體ノ疎開事業費ニ關スル經費、緊急開拓事業施行ニ關スル經費、

對シ補助スルニ要ス心經費アドノ十九件ゴザイマシテ、其ノ金額ハ合計四十三億七千五百八十三萬七千圓ト相成リマシタ、又昭和二十一年度分ト致シマシテハ、外地等職員ノ歸還ニ伴ヒ要スル經費、復員ニ關スル經費、終戰處理ニ要スル經費、石炭價格調整補給金、歸還輸送ニ要スル經費等ノ六件ゴザイマシテ、其ノ金額ハ合計二十一億二千三百萬圓ト相成リマシタ、從ツテ兩年度ヲ通ジマスル時ハ、其ノ件數ハ二十五件ニ上リマシテ、金額ノ合計ハ六十四億九千八百八十三萬七千圓ト相成ル次第ゴザイマス、以上ノ諸經費ハ孰レモ終戰後ノ新事態ニ即應致シマシテ、緊急ニ其ノ支出ヲ必要トスルニ至ツタモノニアリマシテ、且其ノ性質上早急處理ヲ要シタ次第アリマス、從ツテ總選舉後召集セラル、帝國議會ノ開會ヲ待ツコトガ出來ナカツタ事情ノゴザイマシタ關係上、憲法第七十條第一項ニ基イテ、是等ノ勅令ノ御制定ヲ仰イダ次第ゴザイマス、最後ニ昭和二十一年勅令第二百四十一號昭和二十一年度ニ於ケル大藏省證券及ビ借入金ノ最高額ニ關スル件ニ付テ申上ゲマス、昭和二十一年度一般會計ノ四月乃至六月ノ三箇月間ニ於ケル收支ノ狀況ハ、當時ノ豫想ト致シマシテハ、普通歲入ハ約二十六億七千餘萬圓ト相成リマシテ、例年ニ比シ大差ナキ狀況ヲ示シテ居ツタノゴザイマスガ、他方歲出ニ於キマシテハ、施行豫算ニ依

ル經費ノ支出外ニ終戰ニ伴フ復員ニ
關スル經費、終戰處理ニ要スル經費
等、第二豫備金支出又ハ財政上ノ緊急
處分ニ依ル支出ヲ必要トスル緊急缺ク
ベカラザル諸經費ヲ巨額ニ、且又年度
當初ニ於テ支出スル必要ガ生ジテ參リ
マシテ、其ノ所要額ハ約六十一億五千
餘萬圓ト相成ル狀況デアリマシテ、是
等ノ經費ヲ支拂致スニ付キマシテハ、
普通歲入ニ依ルノ外、更ニ約三十四億
八千餘萬圓ノ國庫金ヲ調達スル必要ヲ
生ジタノデゴザイマス、而シテ右ノ諸
經費ハ孰レモ緊急ニ需要ニ基クモノデ
アリ、從ヒマシテ國庫金ノ調達セモ緊急
急ヲ要スル次第アリマスガ、ソレガ
法第六條ノ規定ニ基キ、大藏省證券ノ
發行又ハ日本銀行ヨリノ借入金ニ依ル
ノヲ最モ適當ト致シタ次第ゴザイマ
ス、然ルニ大藏省證券及ビ借入金ノ最
高額ハ、施行豫算ニ於テ五億圓ト相成
ツテ居リマシタノデ、其ノ最高額ヲ前
記ノ事情ニ依リマシテ三十五億圓ニ増
額スル必要ガアツタノデゴザイマス、
大藏省證券及ビ借入金ノ最高額ヲ增額
致シマスニ付テハ、會計法第六條第三
項ノ規定ニ依リマシテ、帝國議會ノ協
賛ヲ要スルノデゴザイマスガ、帝國議
會ノ速力ナル開會ヲ期シ得ナイ當時ノ
十條第一項ニ基キ本勅令ノ御制定ヲ仰
イデ其ノ增額ヲ致シタ次第アリマ

〔宮坂書記官朗讀〕

ス、以上ヲ以チマシテ御説明ヲ申上ゲタ次第アリマシテ、何卒以上御審議ノ上御承諾ヲ賜ラムコトヲ御願ヒ致ス第デアリマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ金融緊急措置令外十一件ノ特別委員ノ數ヲ十九名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵西大路吉光君 贊成

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗致サセマス

〔宮坂書記官朗讀〕

金融緊急措置令(承諾ヲ求ムル件)外
十一件特別委員

候爵廣幡 忠隆君 候爵中山
子爵綾小路 護君 子爵藤井 兼詮君
荒川 文六君 男爵周布 兼道君
男爵八代五郎造君 男爵紀
男爵斯波 正夫君 種田 虎雄君
田島 正雄君 濵澤 金藏君
小野 耕一君 片倉兼太郎君
飯塚 知信君 岩見 蘭始君
膳 桂之助君 伯爵王生 基泰君
子爵瀧脇 宏光君

キマシテハ弔辭ヲ贈リタイト存ジマ
ス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君)御異議ナイ
ト認メマス、次會ノ議事日程ハ決定次
第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日
八是ニテ散會致シマス

午前十時四十一分散會

定價 一部 七十錢

所行發 東京都麹町區大手町
電話 丸ノ内 印 刷
振替東京一九〇三五二 圖書課
局